

第15回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年9月27日（金）午前9時～午前9時59分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 12名
 - 会長 15番 重村 耕一郎
 - 会長代理 1番 梶 重 明
 - 委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子
 - 3番 山崎 忠茂 10番 中 尾 隆
 - 4番 園山 秀国 11番 竹ノ内 春則
 - 5番 高橋 慶生 12番 興 邊 雄次
 - 6番 前田 格男 13番 上水流 政俊
 - 7番 清水 隆一 14番 上 窪 華
 - 8番 萩原 とよ子
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 議席の決定について
 - (6) 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (5 件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (3 件)
 - (7) 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1 件)
 - 日程第2 農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申し出の意見決定について (議案 4 件)
 - 日程第3 農地法第5条に規定による許可申請について (議案 2 件)
 - (8) その他農政一般事項
 - (9) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 管理調整係長 補助員

議 長 それでは只今から、第 15 回湧水町農業委員会定例総会を開催します。

議 長 本日の会議を開きます。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第 23 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員は、5 番高橋委員と 6 番前田委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日 1 日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

議 長 次に、議席決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 山崎委員の議席の決定方法については、資料の農業委員会会議規則の 2 ページの第 9 条第 2 項をご覧くださいと思います。ここに、「欠員、補充等により新たに就任した委員の議席は、その委員が最初に出席すべき総会において議長が定める。」となっておりますので、議長で決定していただきたいと思います。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、山崎委員の議席については、会議規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、現在空席となっている 3 番といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、山崎委員の議席については 3 番に決定しました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が 5 件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1 ページになります。①合意解約申出書 5 件です。番号 1。貸人、湧水町田尾原 ○○○○。借人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在 田尾原字供養塚○○ 畑 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成 30 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日。解約の理由、農地転用のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和 6 年 10 月 31 日。番号 2。貸人、湧水町田尾原 ○○○○。借人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在、田尾原字供養塚○○ 畑 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和 2 年 3 月 31 日から令和 10 年 9 月 29 日。解約の理由、農地転用のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和 6 年 10 月 31 日。番号 3。貸人、湧水町田尾原 ○○○○。借人、○○○○。

土地の所在，田尾原字供養塚〇〇 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，平成30年10月1日から令和10年9月30日。解約の理由，農地転用のため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和6年10月31日。番号4。貸人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人，湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在，鶴丸字谷口〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和3年2月25日から令和13年2月28日。解約の理由，土地を売買するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡し時期，令和6年8月30日。番号5。貸人，湧水町中津川 〇〇〇〇。借人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。土地の所在 中津川字宇都前〇〇 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和2年8月25日から令和7年8月31日。解約の理由 高齢でもあり鳥獣被害が有り収穫が見込めないため。利用権の種類，使用貸借権。土地の引渡しの時期，令和6年9月4日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ，以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 2 ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件です。番号1。権利取得者，湧水町川西 〇〇〇〇。権利取得日，令和6年5月22日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，中津川兎口〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡外4筆 畑2筆 田3筆の計5筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者，佐賀県鳥栖市 〇〇〇〇。権利取得日，令和6年6月27日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川添中丸〇〇 地目は田面積は〇〇㎡外1筆 田1筆，畑1筆の計2筆 合計面積が〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者，湧水町川西 〇〇〇〇。権利取得日，令和6年6月18日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，般若寺山仁田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡外6筆 計7筆 合計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

1 1 番 1 1 番です。番号2の件ですが，川添字中丸〇〇については，7月19日にあっせんの申し出があるのですが，これについては除外ということでしょうか。

事 務 局 こちらの方は相続ということで，息子さんがそのまま相続されたのですが，あっせん申出については，そのままでお願いします。

議 長 他にありませんか。

1 番 この2番の権利取得者の名前の読みかたは、どのように読むのですか。

事務局 ○○○○です。

議 長 他にありませんか。他に無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 以上で事務局報告を終わります。

議 長 次に、付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第147号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず、利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。日程第1 議案第147号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から整理番号4号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 7,890 m², 畑 3,166 m², 小計 11,056 m²です。4ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田 7,890 m², 畑が 3,166 m², 計の 11,056 m²。合計も同じです。5ページにそれぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号4号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号4号については、承認することに決定しました。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。

事務局 整理番号1号から整理番号2号について、事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。地区別集計表の真ん中です。合計だけ申し上げます。田が 939 m², 畑が 7,076 m² 小計 8,015 m²です。続きまして、資料の7ページをご覧ください。議案第147号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2)所有権移転の部です。整理番号1。土地の所在 川西字走馬○○○○ 地目は田 農振内 面積が○○m²。渡人, 湧水町中津川 ○○○○。受人, 湧水町川西 ○○○○。経営面積○○m²です。利用目的は水稻。売買価格は○○万円。移転時期, 引渡時期は令和6年9月27日。受人は認定農業者です。次に整理番号2。土地の所在 木場字下佐牟田○○ 地目は畑 農振内 面積は○○m², 他4筆 計5筆 合計面積○○m²。渡人, 湧水町木場 ○○○○。受人, 湧水町木場 ○○○○。経営面積○○m²。利用目的は飼料。売買価格は○○万円。移転時期, 引渡時期は令和6年9

月 27 日。受入は認定農業者です。以上です。

- 議 長 それでは、まず整理番号 1 号について審査します。整理番号 1 号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 8 番 8 番萩原が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第 147 号整理番号 1 の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受入は認定農業者です。耕作状況については、現在は休耕地ですが、今後耕作されとのことでした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受入の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 1 号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、整理番号 2 号について審査します。整理番号 2 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 13 番 13 番上水流が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第 147 号整理番号 2 の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 ページから 6 ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受入は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受入の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 2 号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 2 号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長 次に、日程第2 農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申し出の意見決定について に移ります。町長から意見を求められています。議案第148号から議案第149号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページです。日程第2 農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申し出の意見決定について。議案番号148号。願出人、湧水町川添 ○○○○。土地の所在、湧水町中津川字柳沼○○ 地目は畑 面積は○○㎡のうちの○○㎡です。利用目的は一般住宅。変更の理由は、申請地を住宅用地として利用するためです。次に議案番号149号。願出人 湧水町田尾原 ○○○○。土地の所在 稲葉崎字大迫田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外7筆 計8筆 合計面積は○○㎡です。利用目的は倉庫兼資材置場、トイレです。変更の理由といたしまして、当社はガスホルダーや石油備蓄タンク等の建設・据付工事等を全国展開しており、現在地の事業所では手狭であり、事業を拡大していくには申請地に倉庫、資材置場及び会社の車並びに運搬大型車両での資材等の搬出入の敷地を確保する必要があるためです。次に9ページをお開きください。議案番号150号。願出人 湧水町木場 ○○○○。土地の所在 木場字留ヶ原○○○○ 地目は畑 面積は○○○○㎡です。利用目的は太陽光発電施設です。変更理由については、将来に渡る土地の有効利用として、再生可能エネルギーの太陽光発電施設を設置するためです。次に議案番号151号 願出人 湧水町木場 ○○○○。土地の所在 木場字留ヶ原○○ 外1筆 計2筆 合計面積は○○㎡です。利用目的は太陽光発電施設です。変更理由につきましては議案番号150号と同じです。以上です。

議 長 それでは順を追って審議します。まず議案第148号を審議します。議案第148号につきましては、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 13番上水流が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更に係る議案第148号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の7ページから12ページをご参照ください。申し出の内容は、一般住宅への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき除外に係る6要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は畑、東は水路、南は畑、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の6要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われれます。以上報告します。

- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 1 番 面積〇〇㎡のうち〇〇㎡を除外するとのことですが、残りの〇〇㎡の畑については利用価値が無くなるような気がします。これはやはり農振農用地として残しておかないといけないのですか。この後、転用申請が出てくると思われますが、一般住宅なので 500 ㎡以下ということで、このように分筆をしなければならないと思いますが、この三角地をなるので、どうしても残さない案件ではないと思いますが。
- 事 務 局 産業振興課に確認しましたが、南側の残地については、隣接する畑への通路として利用されているとのこと。北側の残地については、隣接する農地と一体的に利用されているとのことですので、今回はこの部分だけの除外となったとのこと。
- 議 長 他にありませんか。他にご質問・ご意見等がなければ、議案第 148 号については、農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 148 号については、農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 149 号を審議します。議案第 149 号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1 番柁が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更に係る議案第 149 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 13 ページから 18 ページをご参照ください。申し出の内容は、倉庫兼資材置場、トイレへの転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき除外に係る 6 要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は田、西は宅地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の 6 要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われまう。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問・ご意見等がなければ、農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 149 号については、農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 次に、議案第 150 号を審議します。議案第 150 号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番福島が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更に係る議案第 150 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 13 ページ、19 ページから 25 ページをご参照ください。申し出の内容は、太陽光発電施設への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき除外に係る 6 要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は道路、東は畑、南は畑、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の 6 要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われまます。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問・ご意見等がなければ、農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 150 号については、農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 次に、議案第 151 号を審議します。議案第 151 号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 1 番柊が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更に係る議案第 151 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 13 ページ、26 ページから 33 ページをご参照ください。申し出の内容は、太陽光発電施設への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき除外に係る 6 要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は道路、東は畑、南は畑、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の 6 要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われ

ます。以上報告します。

議 長
10 番

只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

10 番中尾です。申請地が2筆あって、地番〇〇に配置はしてありませんが、問題はありますか。

事 務 局
4 番

〇〇については、蓄電池を設置するとの話は聞いております。

4 番です。今回、農振除外の案件が4件ありますが、私の記憶では、最近このような案件が無かったと思いますが、いつもこのような申請がありますか。あるのであれば、次の議案に5条申請がありますが、同時に除外と農地転用申請をすることができるのですか。できるのであれば、他の除外の議案の申請者は、1段階多くしたということですか。

事 務 局

5条申請と除外の申請は同時申請ができます。ただし、除外が決定されないと、県の許可（5条許可）もできないようになっています。

議 長

他にありませんか。他にご質問・ご意見等がなければ、農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認めます。議案第151号については、農業振興地域整備計画の一部変更除外やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長

以上で、農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申し出の意見決定についてを終わります。

議 長

次に、日程第3 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。議案第152号から議案第153号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

10 ページです。日程第3 農地法第5条の規定による許可申請について。議案第152号。権利，所有権移転。所在，稲葉崎字大迫田〇〇，地目田 農振内。〇〇㎡，他7筆 計8筆 面積〇〇㎡。農地区分は農振内農地。渡人，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。受人，湧水町田尾原 〇〇〇〇。用途，倉庫兼資材置場，トイレ。申請事由，現在の事業所では手狭であり，事業を拡大していくには申請地に倉庫・資材置場・会社の車及び大型運搬車両の駐車場並びに車廻りを確保する必要があり，申請地を取得するものである。次，議案第153号。権利，使用貸借権。所在 米永字川原田〇〇，地目田 農振外。〇〇8 ㎡のうち〇〇㎡。地種は2種。貸人 湧水町米永 〇〇〇〇，借人 湧水町木場 〇〇〇〇。用途 現在，借家住まいで手狭のため，申請地を使用貸借にて借り受けて住宅を建築したい。以上です。

議 長

それでは順を追って審議します。まず議案第152号を審議します。議案第

152号につきましては、先の議案第149号において調査委員の報告がおこなわれておりますので、今回は事務局より報告いたします。

事務局

農地法第5条に係る議案第152号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の34ページから37ページをご参照ください。先ほども委員より報告がありましたが、農用地区域内のため、今回は農振除外の調査も同時に行っております。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は田、西は宅地です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長

只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

議長

議案参考資料の15ページです。地積図で空白の部分があるのですが、事業計画の配置図ではどのように利用するのですか。

事務局

配置図では、この空白部分も一体的に利用するような図面となっております。ここについては公衆用道路、用悪水路となっておりますが、転用許可後に、この部分の払い下げを受けるよう手続きを進めていると聞いているところです。

議長

他にありませんか。他にご質問・ご意見等がなければ、議案第152号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、転用面積が3,000㎡を超えることから、県定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第152号については、許可相当と認め、県定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。

議長

次に、議案第153号を審議します。議案第153号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2番

2番福島が報告します。農地法第5条に係る議案第153号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の34ページ、38ページから40ページをご参照ください。周囲の状況は、北は畑、東は宅地、南は道路、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図・配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の

妥当性」，また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にありませんか。他にご質問ご意見等がなければ，議案第 153 号は，調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 153 号につきましては，許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

議 長 以上で，農地法第 5 条の規定による許可申請についてを終わります。

議 長 次に，その他農政一般事項についてですが皆様方から何かございませんか。
9 番 9 番です。最近，この 3 条申請，5 条申請の議案の中で，売買金額が記載されていないのですが，農家さんたちから売買金額の問い合わせがあったときに，事務局まで問い合わせたほうがいいのですか。以前は記載されていたのですが，ここ最近記載されていません。事務局に問い合わせれば回答してくれるとのことですか。

2 番 2 番福島です。やはり農家さんから問い合わせがあったときにすぐ回答ができるように，議案書に記載して，委員にも情報共有することが大事だと思います。

事務局 次回からは記載していきたいと思います。

議 長 他にありませんか。他に無ければ，以上でその他農政一般事項についてを終わります。

議 長 以上で，本日付議されました議案は，全部終了いたしました。これで，第 15 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 9 時 55 分